

カルルス・上登別地区住民タクシー利用支援 事業のご案内

令和6年10月1日のカルルス・サンライバスキー場線の廃止により、カルルス町及び上登別町の同路線バス利用者を対象に、緊急的な対応として、タクシーを利用した際の一部を市が補助する事業を行います。

1. 対象者

次の要件全てに該当する方

- (1) 令和6年9月30日時点でカルルス町及び上登別町に居住している方、または令和6年10月1日以降にカルルス町及び上登別町の旅館等に従業員として居住する方
- (2) 運転免許証又は自動車を所持していない方
- (3) タクシーを一人で利用できる方

2. 補助の額

【カルルス町の方】

1乗車1,400円券を1月あたり8枚

【上登別町の方】

1乗車700円券を1月あたり8枚

※交付決定月から翌年の3月までの分を交付します。

3. 住民タクシー利用券の利用方法

【利用できる区間】カルルス町または上登別町を発着点とします

【利用枚数】1乗車、1枚（複数人で乗車した場合も1枚となります）

【有効期間】当該年度の3月31日まで

※翌年度も利用する場合は、再度、申請が必要となります。

4. 利用できるタクシー事業者

■室蘭ハイヤー株式会社

【予約電話番号】0143-84-2171

■登別ハイヤー株式会社

【予約電話番号】0143-85-3922

【予約の時間帯】9:00～17:00

※タクシーの台数が限られておりますので、前日までの予約をお願いします。

※悪天候の場合は利用できない、または運行経路が変わる場合があります。



裏面も
ご覧下さい



5. 申請から住民タクシー利用券の交付まで

【申請書類】

「登別市カルルス・上登別地区住民タクシー利用券交付申請書」に次の添付書類を添えて市に提出

- (1) 住民票または住所が確認できる郵便物の写し
- (2) 委任状

※住民タクシー利用券相当額を、タクシー事業者が受領するため

【申請方法】

- メールで申請 kyodo@city.noboribetsu.lg.jp
- スマホで申請 QRコード
- 郵送で申請 〒059-8701登別市中央町6丁目11番地
登別市市民生活部市民協働グループ 宛

【住民タクシー利用券の交付】

申請内容を審査し、決定した場合は郵送で交付します

6. 住民タクシー利用券の利用にあたっての注意事項

- ・タクシー運賃と利用券に差額が生じた場合、差額分のお支払いが必要です。
- ・タクシー運賃が利用券の額面未満の場合は、おつりが出ません。
- ・利用券は本人のみ利用でき、複製し、又は第三者に貸与し、若しくは譲渡できません。
- ・登別市重度障害者福祉タクシー利用券との併用はできません。
- ・利用券の再発行は、汚損等による現物引き換え以外は行いません。
- ・本人が死亡、福祉施設等に入所、引っ越しなど対象者の要件を満たさなくなった場合は、翌日から資格喪失となりますので、市に届出が必要となるほか、未利用の利用券を返還することとなります。
- ・当該事業は、1年程度実施した後、検証の上で、見直しを行う予定です。

スマホでの申請は↓から



住民タクシー利用券の見本

登別市カルルス・上登別地区住民タクシー利用券 (有効期限：令和7年3月31日)	
利用券番号	No.000000
金額	1,400円・700円・円
使用年月日	年 月 日 (午前・午後・夜間)
事業者名	室蘭ハイヤー ・ 登別ハイヤー

登別市長 小笠原 春 一 見本

発行者

登別市 市民生活部 市民協働グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
電話：0143-85-2139
E-mail：kyodo@city.noboribetsu.lg.jp